

検討の進め方

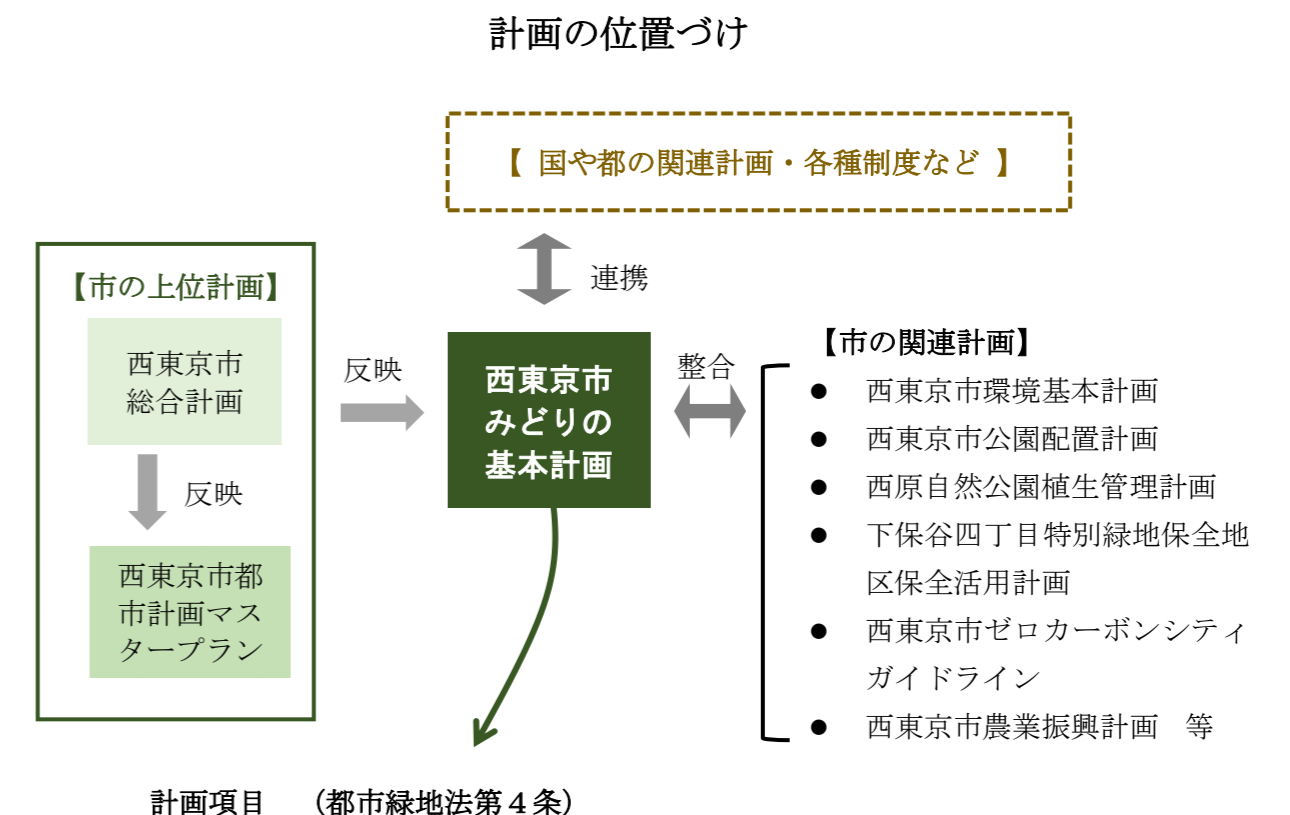
スケジュール (案)

■各種作業と工程

		基礎調査 / 計画書作成	市民参加	会議での検討
令和4年度	8月	・資料収集 統計データ等、みどりに関連するデータを収集・整理	・調査手法の検討・調整 既往調査の把握・整理と、調査対象や手法の検討	
	9月	・緑被調査 航空写真の判読による緑被分布の確認 ・公園緑地現況調査 法令等で定められているみどりの量や分布の確認	・調査票の検討 アンケート調査票案の検討	
	10月	・現行計画の検証 庁内担当部署による施策の実施状況の確認・評価作業	・WEBアンケート ・小中学生アンケート アンケートの調査票の作成	計画の諮問 第1回審議会 ● 審議会の役割・概要、みどりの基本計画についての認識の共有 ● アンケート案の検討
	11月	〃	・アンケートの回収集計	
	12月	〃	・アンケート結果のとりまとめ	第2回審議会 ● 現況の共有
	1月	・その他調査 計画の目標数値(KPI)のに関する検討・データ作成等		
	2月	・基礎調査のとりまとめ データや市民意向等をもとにしたみどりの課題整理と、基本計画の見直しの方針の作成		第3回審議会 ● 課題の整理 ● 見直しの方針の検討
令和5年度	3月	〃		
	4月	・計画の検討 目標、方針、施策などの検討		
	5月			第1回審議会 ● 目標、方針、施策の方向性の検討
	6月			
	7月			
	8月			第2回審議会 ● 施策の検討
	9月			
	10月			
	11月	・素案の作成		第3回審議会 ● パブリックコメント案の検討
	12月		・パブリックコメント	
	1月			
2月			第4回審議会 ● 素案の検討	
3月	・計画策定		計画の答申	

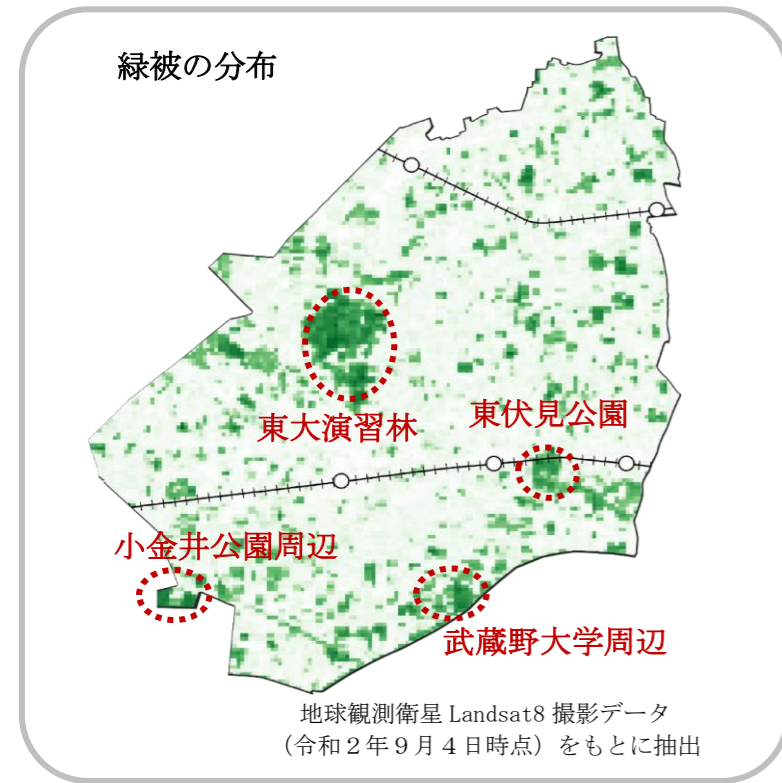
計画の位置づけ

- ✓ 西東京市みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、緑地の保全及び緑化の目標や、その推進のための方針・施策などを定めます。
- ✓ 西東京市みどりの基本計画は、市の最上位計画である「西東京市総合計画」及び上位計画「西東京市都市計画マスタープラン」を構成する個別計画で、関連計画と整合を図りつつ、国・都とも連携しながら緑のまちづくりを推進します。



1. 緑地の保全及び緑化の目標
2. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策
3. 都市公園の整備及び管理の方針、その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
4. 特別緑地保全地区の保全に関する事項
5. 生産緑地の保全に関する事項
6. その他重点的に緑地の保全や推進に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全や推進に関する事項
7. 緑化地域における緑化の推進に関する事項
8. 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

市のみどり



緑地保全地域・特別緑地保全地区

- 市内にはいくつかの緑地がありますが、条例により区域を指定し、土地開発の制限などを掛けることにより保全されているところもあります。
- 東京都が指定する緑地保全地域は、市内では2か所（碧山森緑地保全地域・保谷北町緑地保全地域）あります。
- 市が指定する特別緑地保全地区は、市内では2か所（東伏見稲荷特別緑地保全地区／下保谷四丁目特別緑地保全地区）あります。



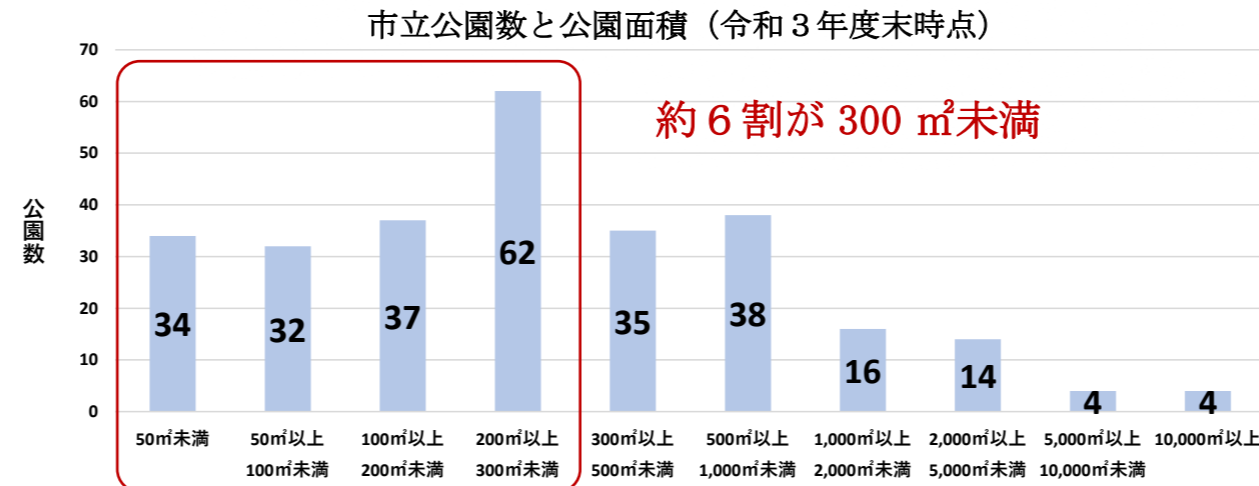
保谷北町緑地保全地域



下保谷四丁目特別緑地保全地区

公園

- 市内には3つの都立公園があるほか、市立公園が276か所があります。
- 市が管理する公園は、約6割が300㎡未満の小さな公園となっています。
- 市内各地の公園でボランティアが活動しています（公園管理協力会員926名）。
※以上、令和3年度末時点



保存生垣・保存樹木・保存樹林・保全山林

- 市内には7,810mの保存生垣、878本の保存樹木、18か所の保存樹林、2か所の保全山林が市の条例により、指定されています。
- 保存生垣・保存樹木・保存樹林は、基準を満たした樹木や生垣に対し、市が補助金を交付し、みどりの保全に協力をいただいています。
- 保全山林は、無料で市民に公開され、自然空間や防災避難空間等として、活用されています。

文化財

- 寺社などの歴史文化資源の多くはみどりと一体となった空間を備えており、重要なみどりの一つです。
- 市内には、国指定史跡が2か所、国指定名勝1か所、都指定文化財1か所、市指定文化財が50か所あります。



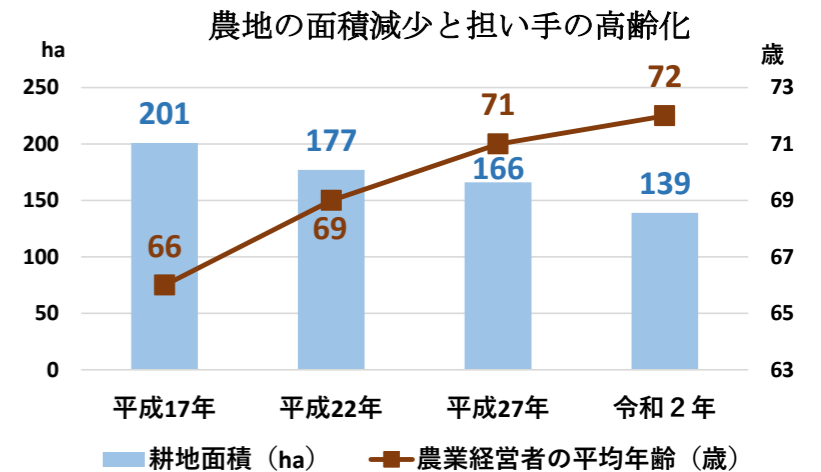
国指定史跡 下野谷遺跡



市指定第34号 田無神社のイチョウ

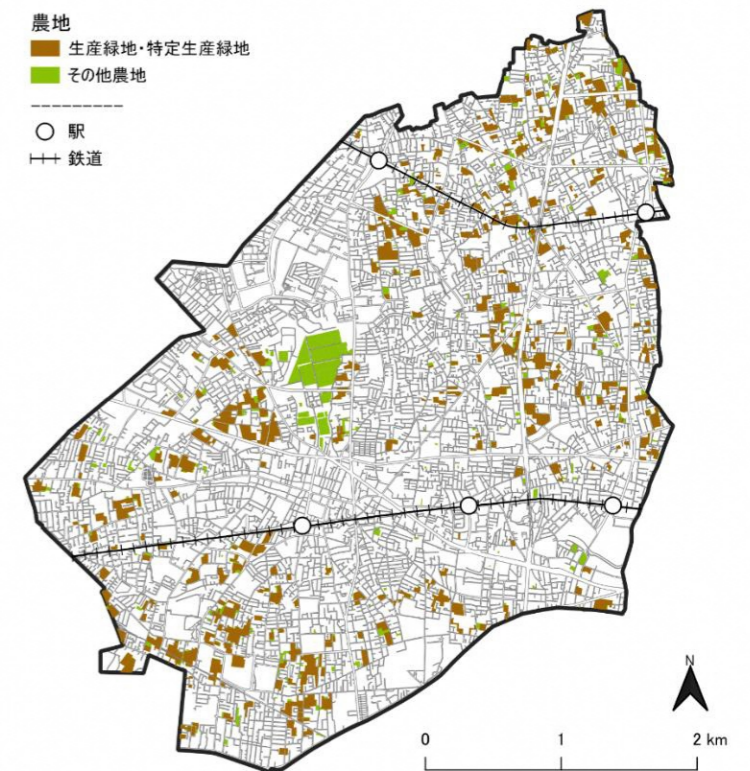
農地

- 本市は住宅などに隣接した都市農地が多く、キャベツやホウレンソウ、小松菜などが多く生産されています。
- しかし耕地*面積は減少傾向にあり、農業の担い手も高齢化しています。
※農地のうち草地（牧草地、放牧地）などを除いた土地



耕地及び作付面積統計 農林業センサス

農地の分布状況



西東京市都市計画課 農林水産省 筆ポリゴン (令和4年9月取得データ) 国土地理院基盤地図情報

社会潮流①

① 都市と自然の共生社会に向けた動き ～ グリーンインフラと都市農地 ～

- 都市化の進展に伴い、都市の貴重なみどりが注目。自然環境が有する機能を都市基盤の整備に活用する取組（グリーンインフラ）の推進や、都市農地の位置づけが変化

平成23年	東京都「農の風景育成地区制度」創設
平成27年	国土形成計画（全国計画）、第4次社会資本整備重点計画策定（グリーンインフラの推進を明記）
〃	都市農業振興基本法制定
平成29年	都市緑地法改正（「農地」が都市緑地法の諸制度の対象として明記される）
平成30年	国土交通省「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」

Ⅶ. 都市農業の多様な役割

○ 都市農業は、①新鮮な農産物の供給、②身近な農業体験・交流活動の場の提供、③災害時の防災空間の確保、④やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、⑤国土・環境の保全、⑥都市住民の農業への理解の醸成といった多様な役割を果たしている。

① 新鮮な農産物の供給



消費者が求める新鮮な農産物の供給、「食」と「農」に関する情報提供の等の役割

② 身近な農業体験・交流の場



都市住民や学童の農業体験・交流、ふれあいの場及び農産物直売所での農産物販売等を通じた生産者と消費者の交流の役割

③ 災害時の防災空間



火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての役割

④ 心やすらぐ緑地空間



緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割

⑤ 国土・環境の保全



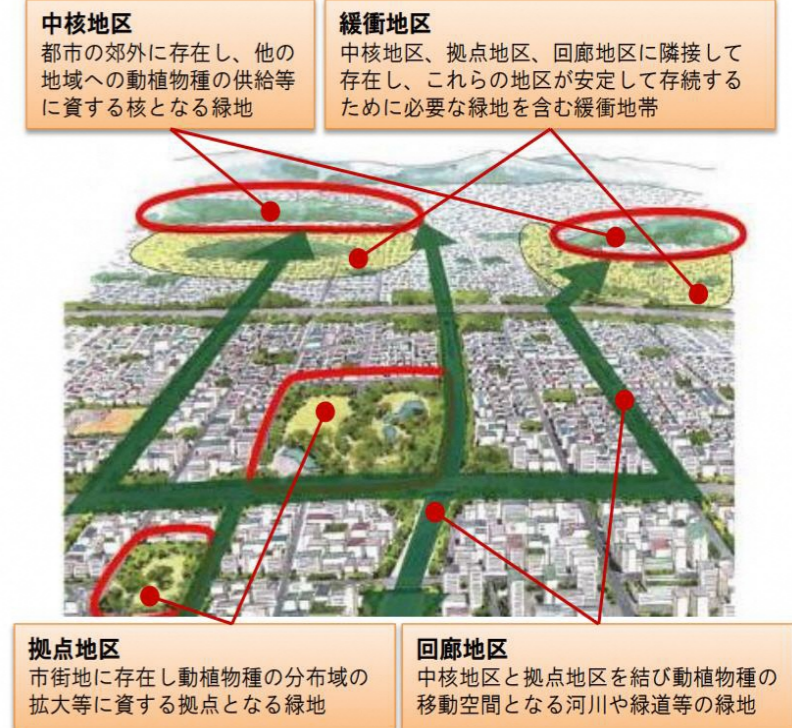
都市の緑として、雨水の保水、地下水の涵養、生物の保護等に資する役割

⑥ 都市住民の農業への理解の醸成

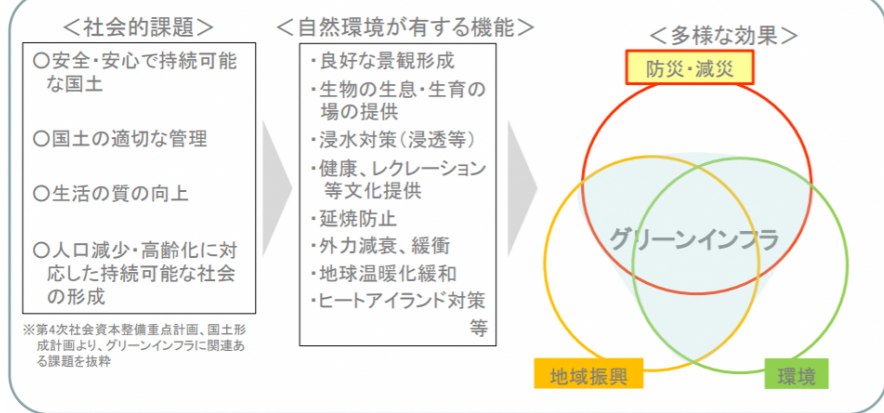


身近に存在する都市農業を通じて都市住民の農業への理解を醸成する役割

図表4 エコロジカルネットワークの形成



7. グリーンインフラとは(当面)(イメージ)



○防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

国土交通省「グリーンインフラストラクチャー ～人と自然環境のより良い関係を目指して～」

農林水産省「都市農業をめぐる情勢について」

国土交通省「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」

② 公園の主役が行政から地域・市民・企業へ

- 規制で縛られた公園が規制緩和により民間活力による整備・管理・活用へ転換中
- 誰もが利用しやすいユニバーサルな空間づくりが進行

- 複数公園における包括的な指定管理者制度*の導入
※施設管理を民間事業者や団体等に委任する制度

- 小規模公園・緑地活用の方法

平成27年	東京都「パークマネジメントマスタープラン」改定
平成29年	P-PFI制度、公園協議会制度創設
令和4年	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂



NPO birth「西東京市における市民協働・公民連携による公園管理運営の取組み」

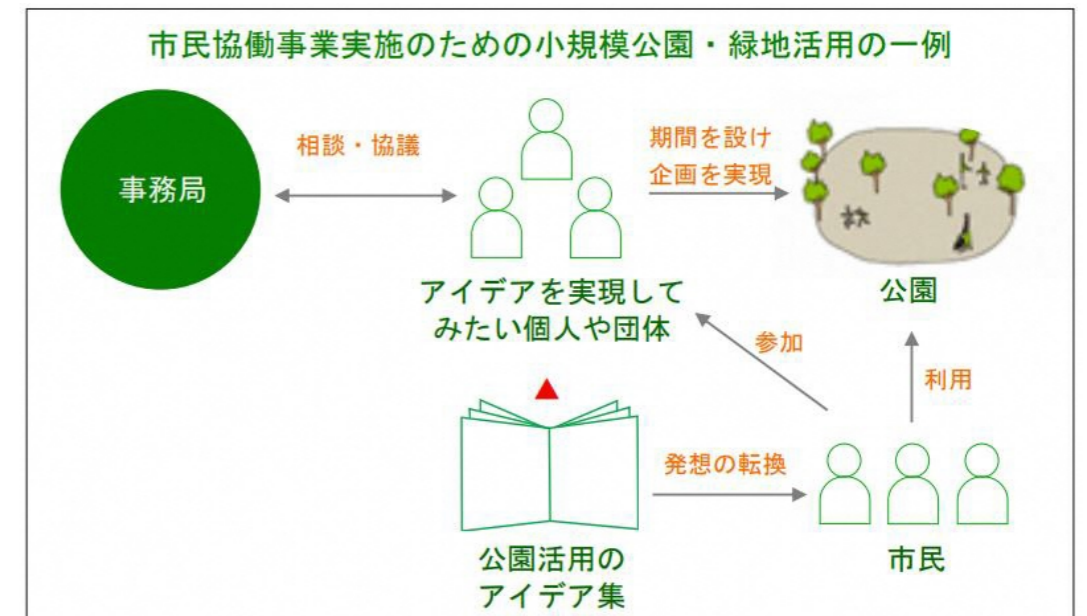


図4.1 市民協働事業実施のための小規模公園・緑地活用の一例

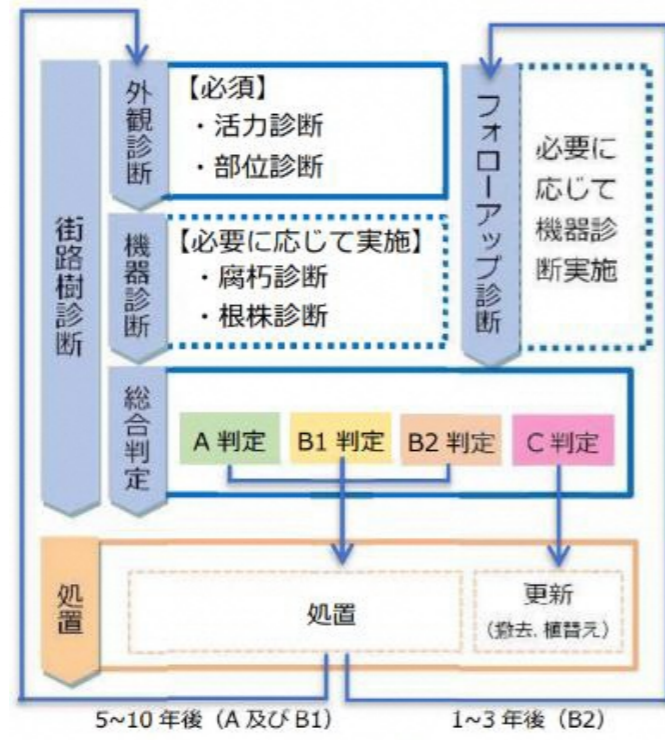
西東京市公園配置計画

社会潮流②

③ 安全で健全な樹木の育成

- 公共施設で倒木事故が発生しており、徐々に街路樹・公共施設樹木の管理不足問題が顕在化。事前防災に向け、対策を取り組み始めている自治体も存在

平成26年度	東京都「大径木再生指針」
令和3年度	東京都「街路樹診断等マニュアル」



図Ⅲ-1-1 街路樹診断フロー図

東京都「街路樹診断等マニュアル」

④ 持続可能な世界に向けて

- 2030年に向けた持続可能な開発目標 (SDGs) が国際的に合意
- 気候変動問題の解決に向けて2050年のカーボンニュートラル (温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする) を目標に取組を進行中
- まちのデジタル化と合わせ、みどり空間でも ICT 活用が期待される

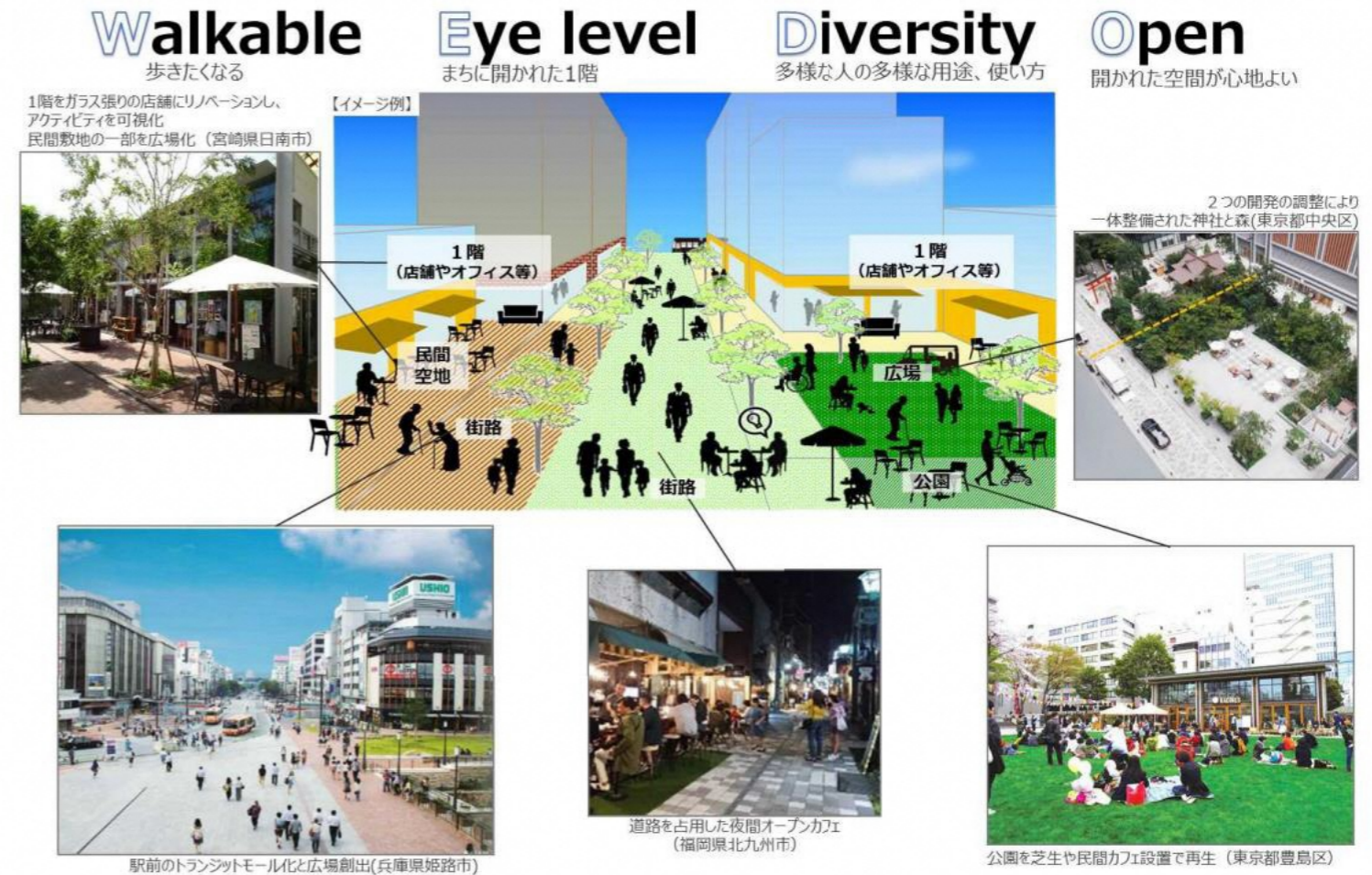
平成27年	SDGs 採択
〃	COP「パリ協定」締結、途上国を含む全ての主要排出国がCO2排出削減努力の枠組み対象に
令和2年	2050年カーボンニュートラル宣言
〃	スーパーシティ法成立 (国家戦略特別区域法の一部を改正する法律)

⑤ 魅力ある 歩きたくなるまちづくり

- 都市計画、文化行政、健康福祉分野等と緑空間の整備・活用は関連が深く、特色あるまちづくりに向けて横断的な取組に期待

令和2年	都市再生特別措置法改正 (ウォーカブルの推進)
令和3年	文化庁「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」
〃	スポーツ庁「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰制度創設

(参考)「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ



国土交通省「ウォーカブル推進都市のイメージ」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



国際連合広報センター

社会潮流を踏まえ、本市のみどりの基本計画において、重点的に検討すべきテーマの例

- ・ 小規模公園の管理活用
- ・ 倒木対策・樹木の管理体制の改善
- ・ 農地の保全 (西東京市は緑の総量として農地への依存度が高い)
- ・ 少子高齢化に伴うニーズに応じた緑の機能再配置検討
- ・ ゲリラ豪雨等に対応するグリーンインフラによる減災
- ・ 地域の特徴のある緑を活かしたまちの魅力化 など